

平成28年 第1回 北海道議会定例会 予算特別委員会【総務部所管】開催状況

開催年月日 平成28年3月18日(金)
 質問者 日本共産党 菊地 葉子 委員
 答弁者 次長兼行政改革局長、行政改革課長

質問要旨	答弁要旨
<p>一 不要不急な公共事業について</p> <p>我が党の代表質問では、度重なる厚幌ダムの大幅な事業費の増額問題について、知事に質問してきたところでございます。</p> <p>しかし、ダム以外の道道整備においても、かつて国直轄で進められ、道州制特区推進法の施行に伴い、平成22年度に国から道に委譲された「開発道路」を中心の大変な問題を抱えていると認識しているところであります。</p> <p>公共事業に関する政策評価を担当しており、公共事業に関しその必要性や有効性に関し、客観的な知見をお持ちの総務部に以下お尋ねいたします。</p> <p>(一) 道道富良野上川線について</p> <p>はじめに、道道富良野上川線についてです。道道富良野上川線は、もともと事業費が800億円を超える規模であったため、我が党の真下議員が平成15年の第3回定例会において、その「必要性」について、知事に厳しく質問し、その後、大きく事業計画が見直された経過がある路線です。</p> <p>その後、平成24年9月に供用が開始されましたが、地滑りなどの影響もあり、現在まで通行止めになっている状況です。</p> <p>この事業計画の年月と総工費、さらに道の負担と計画概要についてお伺いいたします。</p> <p>(一) 道道富良野上川線について【再質問】</p> <p>それでは、この道道富良野上川線が実際に利用できたのは、いつからいつまでだったのかお伺いいたします。</p> <p>(二) 道道美唄富良野線について</p> <p>道道美唄富良野線につきましても、途中で雪崩の危険性が発覚して、大幅に事業費が変更しています。</p> <p>この事業計画の期間と総工費、さらに道の負担についてお伺いしますが、それとともに、計画の変更の概要についても、お伺いいたします。</p> <p>(三) 道道名寄遠別線について</p> <p>道道名寄遠別線もまた、地滑り対策ということで、大幅に事業費が変更しています。この事業計画の期間と総工費、さらに道の負担についてお伺いしますとともに、計画の変更の概要についてもお伺いいたします。</p> <p>(三) 道道名寄遠別線について【再質問】</p> <p>ここまで国から押しつけられた3路線の総工費を伺いました。いずれも国に委譲された後の事業費しかお答えいただいてません。国が行っていた時も含めた総工費と道の負担について改めてお尋ねいたします。</p>	<p>(行政改革課長)</p> <p>道道富良野上川線についてありますが、道道を所管する建設部からの報告では、昭和58年度に開発道路に指定をされ昭和61年度に事業着手となったのち、平成22年度に道州制特区推進法に基づき、道に委譲されたところであります。</p> <p>その後、平成22年度～平成23年度にかけて、特定道路事業交付金にて舗装工事を実施し平成24年9月に供用開始されたところであり、道に委譲後の総事業費は6億5千万円、そのうち道費は1億3千万円となっているところであります。</p> <p>(行政改革課長)</p> <p>道道富良野上川線の供用期間についてであります が、総務部としては把握していないところでございます。</p> <p>(行政改革課長)</p> <p>道道美唄富良野線についてありますが、所管部からの報告では、昭和59年度に開発道路に指定をされ、昭和62年度に事業着手となったのち、平成22年度に、道州制特区推進法に基づき、道に委譲されたところであります。</p> <p>道に委譲された時点では、完成予定が平成27年度で、総事業費が約123億円、うち道費が、約24億6千万円でしたが、その後、地すべり対策やトンネル化によるルートの変更などが生じたことから、完成予定が5年ほど延長となるとともに、総事業費は約63億円、うち道費負担は、約12億6千万円増加し、現在に至っているところでございます。</p> <p>(行政改革課長)</p> <p>道道名寄遠別線についてありますが、所管部からの報告では、昭和49年度に開発道路に指定をされ、同年度に事業着手となったのち、平成22年度に道州制特区推進法に基づき道に委譲されたところであります。</p> <p>道に委譲された時点では、完成予定が平成27年度で、総事業費が約47億円、うち道費が約9億4千万円でしたが、土石流の発生などにより工法に変更等が生じたことから完成予定が6年ほど延長となるとともに、総事業費は約68億円、うち道費負担は約13億6千万円増加し現在に至っているところであります。</p> <p>(行政改革課長)</p> <p>総事業費などについてございますが、所管部からは、国からの委譲前を含めました総事業費やそれに伴う道の負担額については、把握していないと聞いているところでございます。</p>

質問要旨	答弁要旨
<p>(三) 道道名寄遠別線について【再再質問】 事業が継続されている美唄富良野線と名寄遠別線の進捗率についてお伺いいたします。</p>	<p>(行政改革課長) 美唄富良野線と名寄遠別線における事業の進捗率についてございますが、平成26年度の再評価時における事業進捗率につきましては、美唄富良野線が36パーセント、名寄遠別線が25パーセントとなっております。</p>
<p>(四) 今後の対応について 総工費についてお尋ねしてもお答え頂けない。また進捗率についてお尋ねしたら、まだまだこれからかかるということですが、この道道3路線については、大きな難題を抱えており、いまいちど立ち止まって、これに代わる案なども含めて、今後の対応を再度検証・検討すべきであると思いますが、如何でしょうか。お伺いいたします。</p>	<p>(次長兼行政改革局長) 今後の対応についてでございますが、道では、事業採択後、未着工や長期間が経過している地区及び事業費に大幅な変更が生じた地区などにつきまして「公共事業再評価」を実施しているところでございます。 道道美唄富良野線と名寄遠別線につきましては、工法の変更などに伴い事業費の増額規模が再評価の基準である50億円を超えたことから、平成26年度に政策評価において再評価が行われ両事業の対処方針については「継続」との評価結果になったところでございます。 また、道道富良野上川線につきましては、道路を所管している建設部において、平成25年5月に法面の変状が確認されたため通行止を行っているところでございまして、現在、現地の調査を進めていると承知しているところでございます。</p>
<p>【総括保留事項】 ただいまご答弁いただきました。 政策評価で事業継続の判断をいただいているところでしたが、評価自体もですね、道に委譲される前の事業、すなわち事業全体を対象としたものとなっていません。ただいまの答弁では納得できませんので、知事に伺うことといたします。</p>	

平成28年 第1回 北海道議会定例会 予算特別委員会〔総務部所管〕開催状況

開催年月日 平成28年3月18日(金)
 質問者 日本共産党 菊地 葉子 委員
 答弁者 危機管理監、原子力安全対策担当局長、
 原子力安全対策課長、環境安全担当課長

質問要旨	答弁要旨
二 原発再稼働等について (一) 大津地裁決定について <p>さきほど、大津地裁の運転差し止めの司法判断に対しての質問もありました。この決定をどう受け止めたのか、危機管理監に直接お伺いしたいと思いますのでご答弁をお願いいたします。</p> <p>【指摘】 今ご答弁いただきましたひとつの判断として受け止めている。この答弁はこれまで繰り返されていることですが、この度の判決は現段階での司法判断としては、これ以上にない重いものだというふうに受け止めて頂きたく思います。</p>	<p>(危機管理監) 高浜原発に関する運転差止決定についてありますが、原発に関する訴訟につきましては、現在係争中のものもあり、これまで、様々な司法判断がなされているものと承知しております。 司法の判断について申し上げる立場にはありませんが、今回の決定については、ひとつの判断として受け止めているところであります。 関西電力は、この決定を不服として、異議と差止の執行停止を大津地裁に申し立てたところであり、今後の推移を注視してまいりたいと考えております。</p>
(二) 避難計画の実効性について <p>泊原発の30km圏内の自治体においては、避難計画の策定や、道と一緒に毎年、原子力防災訓練を行っていますが、「複合災害になったら一自治体では対応できない」「避難道路が国道一本だけ。要望を出しているがなかなか避難道路の増設が実現しない。」このように、自治体関係者の間で避難計画の実効性に対する不安と不信が絶えずあります。こうした不安と不信に、道はどうのように応えていくのかお尋ねします。</p> <p>【知事総括】 避難道路についてはこれまで何度も同じやりとりをさせていただいています。ただ、道道泊共和線が完成すれば積丹半島一円の住民が避難できるという訳ではないんですね、この問題についても知事に直接お伺いしたいと思いますのでお取り計らいをお願いいたします。</p>	<p>(原子力安全対策課長) 原子力防災対策についてですが、道及び関係自治体では、原子力災害時に住民の防護措置を迅速かつ適切に実施できるよう、防災計画を定めるとともに、毎年度実施している原子力防災訓練においては、自衛隊や海上保安庁のご協力を得て、道路寸断など複合災害に伴う集落の孤立などを想定し、空路や海路による避難訓練を実施しているところでございます。 また、原子力防災対策を進める上で、避難道路の整備は大変重要なものと考えております。道では、市長会や町村会とも連携して、国に対し、財政支援の充実確保を要望しているほか、現在、道道泊共和線の一日も早い完成に向け、取組を進めているところでございます。 道といましましては、今後とも、避難道路網の整備を着実に進めるとともに、国や関係自治体、防災関係機関と連携しながら、様々な事態を想定した防災訓練を繰り返し実施するなど、より実効性ある防災体制の構築に向け、不斷に取り組んでまいり考えでございます。</p>

質問要旨	答弁要旨
<p>(三) SPEEDIについて</p> <p>1 SPEEDIの活用に関する要望などについて</p> <p>政府はですね、SPEEDIを活用しないということを原子力災害対策指針で決めてきていましたが、11日の原子力関係閣僚会議において、方針を転換したことが報じられました。全国知事会などの活用を求める要望に応えてということでしたが、道は、これまでどのような姿勢でこられたのか、そのことについてお伺いしたいと思います。</p>	<p>(環境安全担当課長)</p> <p>SPEEDIについてであります、原子力規制委員会では、IAEAなどの国際基準の考え方を参考に、SPEEDIは予測結果が現実と異なる可能性がある中で、避難によりかえって被ばく線量が増大する危険性があることから、防護措置の判断にあたっては、これによる拡散予測計算結果を用いず、緊急時モニタリングによる実測値により行う旨、原子力災害対策指針で定めたところでございます。</p> <p>道としては、こうした国の指針に基づき、地域防災計画を策定し、泊発電所の30km圏内の13町村に測定装置を設置するなど、緊急時モニタリング体制の整備を図り、円滑な住民避難が行えるよう、防災体制の構築に取り組んできたところでございます。</p>
<p>2 道の判断について</p> <p>知事は14日の記者会見で、当惑していると発言されています。国姿勢としては確かに一貫性がない、その場しのぎだということは批判すべきことですけれども、全国知事会として要望してきたという経過があるのではないかと思うのですけれど、どういうことなのかお尋ねいたします。</p>	<p>(原子力安全対策担当局長)</p> <p>SPEEDIに係る要望などについてでございますが、全国知事会では、実効性のある防護対策のために、放射性物質の大気中拡散予測に関する情報なども活用し、住民の被ばくを避けるための具体的な活用方法を明示するよう、国に対し要望してきたところでございます。</p> <p>これに対しまして、今回、国から、自治体が、原子力災害時において、住民に対して具体的な避難経路、避難先を指示する際に、自らの判断と責任により、大気中放射性物質の拡散計算を参考情報として活用することは妨げないと考えが示されたところであります、災害時における防護措置の判断にあたっての具体的な活用方法が明確にされていないと受け止めているところでございます。</p>
<p>3 避難地域の被ばくの回避について</p> <p>道の避難計画では、被ばくを前提とした計画だと、これまでも真下議員が指摘してきました。被ばく前の避難を可能とするために、見直しを求めてきました。一部町長からも道の原子力防災に関する専門委員会で「SPEEDIを活用すべき」との発言があったというふうに聞いています。SPEEDIの活用は、5km圏から30km圏内のUPZ圏内のOILによる住民の被ばくを回避して、被ばく前の避難を可能にする有効なツールではないかと考えます。</p> <p>被ばくありきの計画ではなく、被ばくを回避するためを取り組むべきだと考えていますが、道の認識をお伺いいたします。</p>	<p>(原子力安全対策課長)</p> <p>原子力災害における住民避難についてでありますが、原子力規制委員会は、3月16日、原子力関係閣僚会議の決定を受けて、予測に基づいて特定のブルームの方向を示すことは、かえって避難行動を混乱させ、被ばくの危険性を増大させることとなり、避難自体を非常に困難なものにすることなどから、SPEEDIを防護措置の判断に活用しないことを改めて示したところでございます。</p> <p>一方、道におきましては、原子力災害対策指針に基づき、発電所から半径5km以内のPAZ圏につきましては、放射性物質放出前から住民避難を行うとともに、半径5kmを超える、半径30km圏内のUPZ圏につきましては、屋内退避を基本としながら、万一、放射性物質が放出された場合には、空間線量率を実測の上、一定の数値を超える区域におきまして、住民の速やかな避難や一時移転などの防護措置を講ずることとして、地域防災計画を定めているところでございます。</p> <p>道といましましては、SPEEDIの活用に関する国の明確な方針を注視しつつ関係自治体や防災関係機関と連携しながら、計画に定められた所要の防護措置を講じ、原子力災害が発生した場合に、住民の安全確保が図られるよう、万全を期してまいります。</p>

質問要旨	答弁要旨
<p>4 今後の対応について</p> <p>2014年にですね、原子力災害時の住民避難については、自治体の首長は、災害対策基本法に基づき、避難勧告ができるというふうに、知事は答弁されています。原子力災害に対して、国の責任はもちろんのことですが、SPEEDIの活用が自治体判断にとって重要であるなら、今後の対応についても考慮すべきではないかと考えるものですが、どう対応なさるのかお伺いします。</p> <p>【知事総括】</p> <p><u>住民をとにかく安全に避難させるために、放射線拡散前にどう安全に避難させるかということが大事だというふうに考えておりまして、避難地域の被ばくの回避と、また、OILの関連につきましても知事に直接お伺いしたいと思いますので、委員長のお取り計らいをお願いいたします。</u></p>	<p>(危機管理監)</p> <p>今後のSPEEDIの活用についてありますが、平成27年4月、原子力災害対策指針の改正によりまして、住民避難などの防護措置の判断については、SPEEDIの拡散予測計算結果を用いず、緊急時モニタリングにおける実測値によるものとされたところであります。</p> <p>この度、国の原子力関係閣僚会議において、緊急時に、自治体がSPEEDIを活用することを妨げない旨の考え方方が示されたものと承知はしておりますが、今後、国においては、SPEEDIの活用のあり方を明確にし、防災基本計画を修正するとしているところであります。</p> <p>道としては、原子力規制庁や原子力防災を担当する内閣府と協議するなどして適切に対応してまいりたいと考えております。</p>

平成28年第1回北海道議会定例会 予算特別委員会〔総務部所管〕開催状況

開催年月日 平成28年3月18日(金)
 質問者 日本共産党 菊地 葉子 委員
 答弁者 次長兼行政改革局長、行政改革課長

質問要旨	答弁要旨
三 包括外部監査について それでは、最後の質問に移らさせていただきます。包括外部監査についてです。先般、平成27年度の包括外部監査結果で、住宅供給公社の32億円もの極めてずさんな「経理ミス」が報告され、我が党も一般質問で知事や監査委員の責任等を厳しく追及したところです。包括外部監査が実施されて20年近くたつますが、今回、住宅公社をめぐる不祥事で、この制度に大きな注目が集まっていますことから、順次質問させていただきます。	
(一) 外部監査制度について まず、外部監査体制についてです。地方自治体の監査機能には、外部監査制度と監査委員制度があります。この2つが併用されているわけですが、外部監査制度の役割について、監査委員制度との違いも含めて改めてお伺いしたいと思います。	(行政改革課長) 道の監査機能に関連し、はじめに監査委員制度についてありますが、監査委員は、地方自治法に基づき、道の財務や経営に対し、年一回以上、財務監査を行うとともに、道が補助や貸付け、出資などを行っている財政的援助団体等に対し、必要があると認めるとき、又は知事の要求があったときに、財務監査を行うことができるとされているところでございます。 一方、包括外部監査は、外部の専門的な知識を有する者による地方公共団体の組織に属さない独立した立場での監査を導入することにより、監査機能の専門性と独立性の一層の充実と、監査機能に対する住民の信赖感の向上を図ることを目的に、平成10年度より、制度化されたところであります。 また、毎年度の監査テーマにつきましては、包括外部監査人自らが、自己の識見と判断に基づいて選定し、実施することとされているところであります。
(二) 外部監査の予算について 新年度予算案に、外部監査経費として1千万円余が計上されています。この経費の内訳はどうなっているのかお伺いいたします。 また、他県と比較して、その予算額等の水準はどうなのかお伺いいたします。	(行政改革課長) 包括外部監査に関する予算などについてでありますが、都道府県は、地方自治法に基づき、毎年度、包括外部監査契約を締結しなければならないとされ、本定例会において、包括外部監査人及び補助者数名分の人物費や、監査に係る旅費など、監査に係る経費として、1,149万1千円を上限とする額で締結する旨の議案を提案しているところでございます。 なお、平成27年度における都道府県の外部監査に関する予算額の全国平均は、1,434万5千円となっているところであります。
(三) 外部監査に関する総務部の役割について 今回の監査テーマは、「地方公会計制度において連結財務書類の対象となる団体等及びこれらに係る北海道の財務及び経営について」ということで、住宅公社、土地開発公社、苦東会社等が監査の対象がありました。このため、建設部、経済部などが今回の所管部所になりますが、制度をもつて総務部の役割も重いと思いますが如何でしょうか。お伺いいたします。	(行政改革課長) 包括外部監査に関する総務部の役割についてですが、包括外部監査の窓口として、監査日程の調整や、監査の立会などをを行い、包括外部監査人及びその補助者による監査の適正かつ円滑な遂行に協力することとされているところであります。 また、監査人から監査の実施通知及び監査の結果等に関する報告があったときは、総務部から監査対象部局及び監査委員に通知するとともに、これらに対する各部局の措置状況につきまして、総務部が取りまとめ、監査委員に通知することとしているところであります。
【再質問】 住宅公社における債務超過に関して、いわゆる経理ミスで32億円もの債務が増えることを我が党の一般質問で厳しく指摘してきました。しかし、さらに4億円増えると新聞で報道されています。この貸倒引当金の経理ミスについて、今回の外部監査ではどのようなになっていたのか具体的にお伺いいたします。	(行政改革課長) 貸倒引当金についてでありますが、包括外部監査においては、「『破綻更正債権等』は回収が困難な債権であるため、債権額から担保物の評価金額又は保証人からの回収予定額を控除した全額を、貸倒引当金として計上すべきである。」と指摘されているところでございます。 この点に関し、建設部からは、住宅供給公社において、指摘内容を踏まえ、債権者個々の状況を改めて調査し、新たに設置する会計顧問の専門的な助言を得て、見直しを検討していくと聞いているところでございます。

質問要旨	答弁要旨
<p>(四) 総務部の対応について 住宅公社に関する今回の調査結果を重く受け止めるべきでだと考えます。総務部として、どのように対応していくおつもりかお伺いいたします。</p>	<p>(次長兼行政改革局長) 総務部の対応についてでございますが、今年度の包括外部監査におきましては、病院事業会計における一般会計負担金の抑制や、住宅供給公社における過大計上となっている長期事業未収金及び所有する土地の評価損など、39件の指摘や意見が報告されているところでございます。 総務部といたしましては、関係各部に対しまして、こうした指摘事項などにつきまして、適切な措置を講じるよう通知したところでございまして、関係各部の措置状況につきまして、平成28年度中に取りまとめ、監査委員に通知することとしているところでござります。</p>
<p>【総括保留事項】 <u>ただいま答弁いただきましたが、この度のこの住宅公社の不適切な経理というのは、単に会計処理を正せば解決するというような軽い問題ではないと考えます。債務超過額が90億円にも上ることになりますし、道が公社に貸し付けている300億円近い税金は、返済されない懸念もあります。道政にとっても、そして知事にとっても極めて重い問題です。こうした問題につきましても、知事に直接お伺いしたいと思いますので、委員長のお取り計らいをお願いします。</u></p>	